年　　月　　日

　盛岡市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体（個人）の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話

（※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。）

盛岡市こども食堂等事業に係る白米支給申請書

　こども食堂等事業に係る白米支給について、次のとおり申請します。

記

１　こども食堂等事業の平均利用者数（令和７年度の見込みを含む。）

|  |  |
| --- | --- |
| (1) **令和６年４月１日から令和７年３月31日まで**に実施したこども食堂等事業における１か月当たりの平均利用者数を右のアからオまでの中から選んで、丸を付けてください。 | ア　０人（実施していない。）イ　１人以上20人未満ウ　20人以上30人未満エ　30人以上40人未満オ　40人以上 |
| (2) **令和７年８月１日から令和８年１月31日まで**に実施することを予定しているこども食堂等事業の１か月当たりの平均利用者数を右のアからエまでの中から選んで、丸を付けてください。 | ア　１人以上20人未満イ　20人以上30人未満ウ　30人以上40人未満エ　40人以上 |

**※　裏面の内訳書に、月ごとの利用者数の実績及び見込みを記入の上、回答願います。**

２　支給を申請する白米の量（１回目の支給）

|  |  |
| --- | --- |
| **上記１の(1)と(2)のうち、より少ない人数の回答**を右のアからエまでの中から選んで、丸を付けてください（※）。 | 利用者数及び対応する白米の量 |
| ア　１人以上20人未満・・・・・・**白米５kg** |
| イ　20人以上30人未満・・・・・・**白米10kg** |
| ウ　30人以上40人未満・・・・・・**白米15kg** |
| エ　40人以上・・・・・・・・・・**白米20kg** |

※　１(1)で「ア」と回答した場合は、(2)の回答をそのまま選んでください。

３　白米の引取りを希望する場所の郵便番号及び住所並びに宛名（配送先）

|  |  |
| --- | --- |
| □ 同上 | □ それ以外（下記に氏名、住所、電話番号を記入してください） |
| 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（℡）宛て |

４　添付書類

こども食堂等事業利用者数内訳書（裏面）

**こども食堂等事業利用者数内訳書**

１　令和６年４月１日から令和７年３月31日までに実施したこども食堂等事業（利用者数の実績）

|  |  |
| --- | --- |
| 実施した年・月 | 令和６年 |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 |
| 利用者数（人） |  |  |  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施した年・月 | 令和６年 | 令和７年 |
| 10月 | 11月 | 12月 | １月 | ２月 | ３月 |
| 利用者数（人） |  |  |  |  |  |  |

２　令和７年８月１日から令和８年１月31日までに実施することを予定しているこども食堂等事業（利用者数の見込み）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施予定年・月 | 令和７年 | 令和８年 |
| ８月 | ９月 | 10月 | 11月 | 12月 | １月 |
| 利用者数（人） |  |  |  |  |  |  |

３　申請に当たって（必ずお読みください。）

・**「こども食堂等事業」とは**、こども食堂などにおいて、次の内容で行われる活動が該当します。

主な対象：地域のこども及びその保護者

提供料金：無料又は低額な料金

提供内容：温かい食事の提供又は弁当、食品若しくは文房具、生理用品等の配布若しくは配達（営利活動に該当するものを除く。）

・　**利用者数について**は、こどもやその保護者に限定せず、こども食堂等事業として食事の提供又は弁当、食品の配布若しくは配達を受ける方は、年齢を問わず対象とします。

・　**１か月に複数回こども食堂を開催した場合**（開催する予定の場合）は、利用者数を合算して記載し、回数を併せて記入してください（例：50人/２回）。

・　１と２の記入後に、それぞれ**１か月当たりの利用者数を計算し、**その結果に基づいて、表面の１(1)と(2)の記入をお願いします。

・　利用者数に応じた量の白米を支給するものであり、また、支給後の使用状況について報告を別途お願いしますので、**過大な利用者数の見込みはお控えください。**

・　支給を受けた白米は、こども食堂等事業に限り使用していただくものであり、飲食店などの**営利事業における使用や、転売等による他者への譲渡は禁止します。**

・　１回目に支給する白米の量は最大20kgとなりますが、１回目の支給後に残った白米については、**利用者数に応じて市が配分し、２回目の支給を行います**。なお、利用者数によっては、**２回目の支給の対象とならない場合があります**ので、何卒御了承ください。